

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会	南向台小学校
指摘の内容	<p>財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>郵便切手の管理において、公費分とそれ以外の保管物を混同して払出しを行ったものがあり、現物と切手払出簿の残枚数が一致しないものがあった。(1件2か所) (福島市財務規則第243条及び学校財務事務のてびき)</p>	
講じた措置の内容	<p>財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>【原因】</p> <p>公費分とそれ以外の保管物を同じ入れ物に保管していたことが原因であります。</p> <p>【対応】</p> <p>公費分と、それ以外の保管物を別々の入れ物に保管することにより、区別し、それぞれ残枚数を管理することにしました。</p> <p>【再発防止策】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 今後は、公費分とそれ以外の保管物を別々に管理することを徹底します。 ② 受払いの都度、切手受払簿へ記入をすることで、現物と切手受払簿の残枚数を一致させます。 ③ ①及び②を定期的に管理職と共に確認することで、再発防止に努めます。 	

(1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。

(2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会	杉妻小学校
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金取扱事務関係 <p>電話使用料において、私用電話を使用の際、電話使用簿への記載の手続きを行わず使用料を徴収していなかった。(1件)</p> <p>(学校財務事務のてびき)</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金取扱事務関係 <p>【原因】</p> <p>学校財務事務のてびきの、私用電話使用に関する事務処理をよく確認しないで、事務処理を行ったことが原因であります。</p> <p>【対応】</p> <p>児童が学校の電話を使用した場合でも、電話使用簿に記載し電話使用料を徴収することを、監査でご指摘されました令和3年10月に学級担任をはじめ全職員に周知を行いました。以降、使用した場合は私用電話使用簿に記載し、後日学級担任をととして保護者から電話使用料を徴収しております。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>今後は、学校財務事務のてびきをよく確認して事務処理を行うことのほか、毎年年度当初に事務室から全職員への周知を行い、また事務担当者の異動の際には、事務引継をしっかりと行うことで再発防止に努めてまいります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会	飯坂学習センター
指摘の内容	<p>財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>郵便切手の管理における帳簿及び保管物において、公費分とそれ以外に区分し管理していなかった。(1件14か所)</p> <p>(福島市財務規則第243条)</p>	
講じた措置の内容	<p>財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>【原因】</p> <p>外部団体である飯坂学習センター利用団体連絡協議会で購入した郵便切手を公費分と合わせて管理するということが財務規則に抵触するという認識が希薄であったこと及び財務規則の認識不足から主任及び館長による確認が不十分だったことが主な要因であります。</p> <p>【対応】</p> <p>令和3年10月15日に行われた書類実査後、直ちに外部団体使用分の精算を実施したうえで公費分と外部団体分を区別して管理するよういたしました。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>財務規則に沿った事務取り扱いを行うように館長から指導いたしました。今後は、財務規則を遵守し使用の都度主任が、毎月末に館長が切手受払簿と現物を突合確認することで、チェック機能を働かせ、再発防止に努めてまいります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会	飯坂学習センター
指 摘 の 内 容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>雑入（学習センター印刷代）において、算定に誤りがあるものがあった。 （1件2か所）（福島市学習センター印刷機及び複写機利用要綱第6条別表1）</p>	
講 じ た 措 置 の 内 容	<p>収入事務関係</p> <p>調定・徴収事務関係</p> <p>【原因】</p> <p>印刷作業終了時に職員が印刷機カウンターの数字を見誤った結果、利用申請書の「インク代」の「使用前」「使用后」欄への転記ミスが生じたものであります。</p> <p>なお、「差引枚数」は「印刷依頼書」の印刷枚数を記載したため、実際の印刷枚数及び利用料金の計算に錯誤はありませんでした。</p> <p>主な要因といたしましては、印刷業務に関する一連の流れを一人の職員が行っていたため、カウンター数値の転記、および利用料金の計算内容等についてのチェック機能が働かなかったこと、及び「利用申請書」の決裁段階での主任及び館長による記載内容のチェック不足であります。</p> <p>【対応】</p> <p>訂正印で訂正いたしました。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>印刷終了時に印刷をした者と別の職員が二人で印刷機のカウンター数字を確認することによるダブルチェックの実施及び主任及び館長の決裁段階でのチェックを入念に行うことによりミス再発の防止に努めてまいります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。